

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 21 年 5 月 19 日

担当部：経済基盤開発部都市・地域開発第一課

1. 案件名：

和文：ダマスカス首都圏 都市計画・行政能力向上プロジェクト

英文：The Project for Urban Planning and Development in Damascus Metropolitan Area

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトの活動による、以下の成果を通じて、カウンターパート機関の都市計画の策定および実施能力の向上が図られ、以ってダマスカス首都圏において、カウンターパート機関自身による都市計画の策定および実施の実現に寄与する。

- ・ 本プロジェクトによる都市計画分野の行政官の人材育成方針が地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員により確定される。
- ・ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が都市計画手法と参加型計画立案手法の知識を修得する。
- ・ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員の都市計画手法（策定に必要な現状調査・分析能力）を身につける。
- ・ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が参加型手法を身につける。
- ・ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員のプロジェクトモニタリング&評価能力が向上する。
- ・ パイロット事業の経験および知識が整理され、共有される。

(2) 協力総額（日本側）：約 3.5 億円

(3) 協力期間：2009 年～2012 年（3 年間）

(4) 協力相手先機関：地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県

(5) 国内協力機関：国土交通省

(6) 裨益対象者及び規模等：

直接裨益者 ①地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の都市計画担当職員約 50 名～100 名

②パイロット事業対象地区住民 約 2,800 人¹

¹ カナワート都市遺産保存・活用プログラム対象地区 約 2,500 人、ゴータロード緑地保全・都市開発事業地区約 300 人

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

シリア国は、国土面積18.5万km²、人口約1,870万人²、1人当たりGDP1,650米ドル³の中東・西アジアに位置し、ダマスカスを首都とする共和制国家である。ダマスカス首都圏⁴（ダマスカス県及び郊外県0.47万km²）は、人口約400万人（ダマスカス県164.7万人、ダマスカス郊外県240.6万人）⁵、1人当たりGDPが1,932米ドル⁶であり、シリア国GDP全体の約3割を占めている。

首都圏では、地方からの人口流入のみならず、中東地域の政治的混乱による周辺国からの難民流入により、首都圏人口の約4割にも及ぶ無許可居住者が発生し、水需給の圧迫、交通渋滞等を引き起こし、国家全体の大きな社会問題となっている。さらに、首都圏の人口は2025年までに600万人まで膨れ上がると予測されているが、これまで1968年以来改訂されていないマスタープランに依拠した行政を続けており、適切な都市計画が存在しないまま都市化が進み、交通量の増加による混雑、廃棄物の増加による都市部の居住環境悪化、水不足、経済活動の非効率化が発生している。

シリア国政府はかかる状況に鑑み、第10次5ヵ年開発計画（2006年～2010年）で、高い人口増加率を抱えるダマスカス等大都市の都市基盤整備およびそれを支える計画として、シリア国全土の自治体の内、916自治体に係る都市詳細計画を策定し、都市基盤整備事業を実施していくことを謳っているが、現実には計画不在のまま、規制が機能しない状態で都市人口の増加が続いている。

シリア国政府から日本政府への要請（2003年）により実施された「ダマスカス首都圏総合都市計画策定調査（2006年～2008年）」で策定されたマスタープランでは、ダマスカス首都圏が抱える都市問題を考慮し、目指すべきダマスカス首都圏の将来像について提言がなされた。その中で、特に都市行政の改善へ向けて、①計画を実現化するための実施体制（地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の3機関を中心としたダマスカス評議会の設置）の整備、②都市計画を策定し、実施していくための行政官の能力向上、③都市計画関連の整備等にかかる提案がなされ、かかる提案を受けてシリア国政府より日本国政府に対し本プロジェクトの要請がなされた。

本要請に基づき、JICAは2008年12月および2009年3月に詳細計画策定調査を実施した。その結果、上記②についての課題について、以下の通りであることが明らかとなった。

①シリア国では、都市計画を策定する段階において、人材や経験の不足により、ほぼ丸投げの形で外部による委託で作業が行われており、自治体やコミュニティ、住民の将来に対する展望・目標・戦略の視点が欠けた計画となっていること。

②都市開発を実施する段階においても、行政直轄によるトップダウン型で行われており、住民と合意形成を図りながら計画を策定、実施していく知識・ノウハウ・経験に乏しく、実施の段階でコミュニティとの調整がうまく図れず、結果として事業の実施遅延に結びついていること。

² 出典：世界銀行 2008年。

³ 出典：世界銀行 2008年。

⁴ ダマスカス首都圏とは、ダマスカス県とダマスカス郊外県の一部の区域を指す。

⁵ 出典：シリア中央統計局年報 2006年による2006年末時点の数字。

⁶ 出典：JICA「ダマスカス首都圏総合都市計画策定調査」（2006年～2008年）。

そのため、本プロジェクトは、シリア国において政治・経済の中心であるダマスカス首都圏の都市計画を担い、また、各自治体が策定する詳細マスタープランの技術指導する立場にある地方自治省、ダマスカス県およびダマスカス郊外県の都市計画担当部署の職員を対象に、都市計画の運用全般に関わる課題（都市計画実施能力の不足、都市計画作成・運用ツールの不備）、都市計画関連分野の人材開発に関わる課題（専門的知識、実務能力訓練、参加型開発手法の知識不足）に焦点を当て、パイロット事業を実施することを通じて、都市計画の策定および実施能力向上を図ることとした。

（２）相手国政府国家政策上の位置付け

第10次5ヵ年計画で「社会市場経済への移行」「教育・健康等人間開発への支出倍増」「地域開発による均衡発展と持続可能な成長」の3点を重点課題として掲げ、その中で、貧困人口率の高い地方部の開発を進めるとともに、高い人口増加率を抱えるダマスカス等大都市の都市基盤整備など、国土としてバランスの取れた持続可能な開発を目指しており、それを支える計画として916自治体に係る都市詳細計画を策定し、各種の都市基盤整備事業を実施していくことを謳っている。

（３）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施方針上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

平成18年8月の、JICA 国別実施計画(シリア)では、「第10次5ヶ年計画(2006-10)」におけるセクター別開発目標、(i)社会市場経済の導入、(ii)教育と健康など人間開発への支出の倍増、(iii)地域開発、環境に配慮した持続可能な開発の実施、を重点分野選定の所与の条件としつつ、対シリア二国間援助におけるリーディングドナーとしてのこれまでの援助実績、MDGなど国際援助コミュニティによる積極的な開発目標、さらには中東地域およびシリアの直面する開発の基本的な諸条件と制約を勘案して、国別事業実施計画では4つの援助重点分野（(i)社会・経済システムの近代化、(ii)水資源管理および効率的利用、(iii)社会サービスの拡充、(iv)環境保全）においており、土地利用計画策定、都市交通システム改善、公共サービス向上、都市機能向上などを含むダマスカス首都圏都市基盤整備が社会・経済システムの近代化の中にとり上げられている。

4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

（１）協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

「地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県都市計画担当職員の都市計画の策定および実施能力が向上する。」

<指標・目標値>

1. 都市計画手法、参加型開発手法の研修を受講した都市計画担当職員の数および研修終了認定結果
2. 対象コミュニティのパイロット事業実施の評価結果(対象コミュニティへのアンケート調査によるパイロット事業実施前と実施後の意識や環境の変化等の結果。具体的な指標の設定は成果2で行う。)

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

「ダマスカス県およびダマスカス郊外県で参加型手法を用いた都市計画が策定・実施されている。」

＜指標・目標値＞

1. プロジェクトで作成された参加型都市開発ガイドラインがダマスカス県およびダマスカス郊外県が都市計画の策定・実施に利用している事実（具体的な指標の設定は成果2で行う。）

(2) 成果（アウトプット）と活動

【成果1】本プロジェクトによる都市計画分野の課題、現況がカウンターパート機関に認識され、本プロジェクトの実施方針が確定される。

＜指標＞

1. プロジェクト活動実施計画書

＜活動＞

- 1.1 開発調査「ダマスカス首都圏総合都市計画策定調査」や詳細計画策定調査の結果のレビューを行い、シリア国の都市開発分野の課題の明確化を行い、初期条件を確認する。
- 1.2 本プロジェクトで実施すべき活動を再確認し、活動を具体化させる。

【成果2】地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が都市計画手法と参加型計画立案手法の知識を修得している。

＜指標＞

- 2-1. 都市計画手法（GIS・社会調査等）の理解度が一定の基準を満たす。（理解度テストの実施）
- 2-2. 参加型計画立案手法の理解度が一定の基準を満たす。（理解度テストの実施）

＜活動＞

- 2.1 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員を対象とした参加型計画立案手法と都市計画手法の研修カリキュラムを作成する。
- 2.2 都市計画手法（GIS・社会調査等）の研修を実施する。
- 2.3 参加型計画手法の研修を実施する。
- 2.4 研修参加者による研修評価を質問票などによって実施する。

【成果3】地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員の都市計画手法（策定に必要な現状調査・分析能力）を身に付ける。

＜指標＞

- 3.1 社会経済データ、統計およびGISによる分析結果
- 3.2 整理されたパイロット事業実施に関わる法律や制度上の課題
- 3.3 パイロット事業対象地区の住民と関係者のステークホルダー分析結果

＜活動＞

- 3.1 対象コミュニティで現状を把握するための社会調査を行なう。
- 3.2 シリア国の都市計画に関わる法律・制度を検討する。
- 3.3 パイロット事業対象地区の関係者分析を行なう。
- 3.4 パイロット事業の参加型計画及び実施の準備を行う。

- 3.4.1 各パイロット事業の基本的な枠組みを定める。
- 3.4.2 各パイロット事業の対象地を選定する。
- 3.4.3 各パイロット事業について、どのように、また、どの部分に参加型アプローチを適用するかを決定する。
- 3.4.4 各パイロット事業に必要な費用の概算を行う。

【成果4】 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が参加型手法を身につける。

〈指標〉

- 4.1 パイロット事業準備委員会の設立証明書
- 4.2 パイロット事業の実施詳細計画

〈活動〉

- 4.1 パイロット事業実施のための住民代表を選出する。
- 4.2 現状の課題と問題を検討するために一連の参加型ワークショップを開催する。
- 4.3 パイロット事業を参加型ワークショップを通じて立案する。
- 4.4 パイロット事業の実施詳細計画を参加型で作成する。

【成果5】 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員がプロジェクトモニタリング&評価能力が向上する。

〈指標〉

- 5.1 モニタリング&評価手法の理解度が一定の基準を満たす。(理解度テストの実施)
- 5.2 合意されたプロジェクトモニタリングの方法(モニタリング用のデータの内容、収集方法、達成基準等)

〈活動〉

- 5.1 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県職員を対象にプロジェクトモニタリングと評価手法の研修カリキュラムを作成する。
- 5.2 プロジェクトモニタリングと評価手法の研修を実施する。
- 5.3 研修参加者による研修評価を質問票などによって実施する。

【成果6】 パイロット事業の経験および知識が整理され、共有される。

〈指標〉

- 6.1 パイロット事業が住民や他の関係者との協働で定期的にモニターされる
- 6.2 パイロット事業評価に必要なデータが収集されている。
- 6.3 パイロット事業の評価報告書が取りまとめられ公表される。
- 6.4 参加型都市計画ガイドラインがパイロット事業実施から得られた知見を基にとりまとめられる。
- 6.5 ウェブサイトが適時更新され活動の情報が提供されている。
- 6.6 ニュースレター/リーフレットが計画通り配布されている(配布先と部数)

〈活動〉

- 6.1 各パイロット事業につき実施運営の体制作りを行う。
- 6.2 対象コミュニティの住民と関係者との定期的な協議を行いつつパイロット事業を実施する。
- 6.3 パイロット事業のモニタリングを実施する。
- 6.4 パイロット事業の評価を実施する。
- 6.5 地方自治体のための参加型都市開発ガイドラインを作成する。
- 6.6 プロジェクトのウェブサイトを立ち上げ、更新する。
- 6.7 ニュースレターを発行する。
- 6.8 リーフレットを発行する。

(3) 投入

① 日本側（総額 約3.5億円）

ア. 専門家派遣：

【長期専門家】

- (1) 総括/都市・地域開発
- (2) 参加型開発
- (3) 都市計画
- (4) 地区詳細計画
- (5) 文化・歴史建造物保護
- (6) 観光開発
- (7) 農業振興
- (8) 環境保全（水環境／廃棄物管理）
- (9) その他プロジェクト実施に必要な特定分野の専門家

イ. 研修員受け入れ：年間5名程度

ウ. 供与機材

エ. 現地業務費支援

② シリア国側（総額不詳）

ア. カウンターパートの配置

イ. プロジェクト責任者の配置

ウ. 専門家執務室、会議室他

エ. プロジェクト実施費用

- ・ プロジェクト事務所経費（電話、インターネット等通信費、光熱費など）
- ・ プロジェクト実施経費（カウンターパートの日当等）

オ. パイロット事業の実施費用

パイロット事業実施に係る費用は、基本的にシリア側の負担とする。事業の円滑な実施を促進するため必要不可欠と判断された場合、JICAが一部負担を検討する。

(4) 外部要因

① 成果を達成する上で満たされるべき外部条件

ア. パイロット事業実施に際し、適用される都市計画関連法や制度に大きな制約がない。

② プロジェクト目標を達成する上で満たされるべき外部条件

- ア. シリア側カウンターパートの大幅な異動が無い。
- イ. 参加型開発手法が受け入れられる。

③上位目標を達成する上で満たされるべき外部条件

- ア. 都市計画実施のための予算が確保されている。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトの実施の妥当性は高いものと判断する。

①シリア国社会のニーズとの整合性

上記3(1)で述べた通り、シリア国では、都市計画を策定する段階において、人材や経験の不足により、ほぼ丸投げの形で外部による委託で作業が行われているため、自治体やコミュニティ、住民の将来に対する展望・目標・戦略の視点が欠けた計画にもとづく乱開発が進行している。

さらに、都市開発を実施する段階においても、行政直轄によるトップダウン型で行われているが、公的資金への依存と管理能力の不足によって事業の実施が遅延していること、また、住民と合意形成を図りながら計画を策定、実施していく知識・ノウハウ・経験に乏しいなどの課題を抱えている。

本プロジェクトは、これらの課題を改善する手段の1つとして、ダマスカス首都圏の都市計画を担う地方自治省、ダマスカス県およびダマスカス郊外県の都市計画担当部署の職員を対象に、都市計画に関わる行政能力の向上を目的に実施するものである。そのため、都市計画担当部署の業務遂行上のニーズに直接的に合致し、将来のダマスカス首都圏の都市住環境問題の改善につながるため住民のニーズにも合致している。

②シリア国の開発政策との整合性

上記3(2)で述べた通り、シリア国は第10次5ヶ年計画では、各自治体の都市詳細計画を策定し、各種都市基盤整備事業を実施していくことを述べている。

更に、5ヶ年計画の第25章(分権化とコミュニティ開発)では、コミュニティ開発の戦略として国、NGO、民間セクター、研究機関等、様々な関係者による住民参加メカニズムの構築と活性化が謳われており、開発の準備段階から、実施、フォローアップ、評価までを住民参加のメカニズムを通じて行うことの重要性が述べられており、コミュニティ開発の計画策定と実施の促進を図るとしている。本プロジェクトは活動の中核であるパイロット事業の準備、計画、実施、評価の全ての段階を住民参加で行うことを理念とし、郊外県を含むダマスカス首都圏の都市開発能力に関わる行政能力の向上を図るものであることから、シリア国の開発政策との整合性は極めて高い。

③我が国の援助方針との整合性

上記3(3)で述べたとおり、平成18年8月のJICA国別事業実施計画では4つの援助重点分野((i)社会・経済システムの近代化、(ii)水資源管理および効率的利用、(iii)社会サービスの拡充、(iv)環境保全)においている。社会・経済システムの近代化では、土地利用計画策定、都市交通システム改善、公共サービス向上、都市機能向上などを含むダマスカス首都圏都市基盤整備が含まれている。

(2) 有効性

プロジェクト目標の達成の可能性は十分にあるものと思われる。

本プロジェクトの成果は以下の6つの成果を段階的に達成することにより、プロジェクト目標が達成される構造となっている。

- ① 本プロジェクトによる都市計画分野の行政官の人材育成方針が地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員により確定される。
- ② 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が都市計画手法と参加型計画立案手法の知識を修得している。
- ③ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員の都市計画手法（策定に必要な現状調査・分析能力）を身に付ける。
- ④ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員が参加型手法を身につける。
- ⑤ 地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の職員がプロジェクトモニタリング&評価能力が向上する。
- ⑥ パイロット事業の経験および知識が整理され、共有される。

成果1の中で、「都市計画分野の人材育成方針」を策定し、それに基づきその他成果を達成するための活動を実施することになる。よって、プロジェクトの初期の段階で人材育成方針を綿密に策定するという成果1の達成を条件として、他の成果の達成およびプロジェクト目標の達成を見込むことができる。

成果②に関連する活動では、地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の都市計画を担当する行政官が、都市計画並びに参加型計画手法について研修やセミナーで知識を習得する。その後、成果③の活動の中で、パイロット事業対象地について実施する現況調査と関係者分析を通じて知識を活用し定着を図る。また、パイロット事業計画の策定のために実施する成果④の活動にて、手法の活用による定着を図ることを想定している。

成果⑤に関わる活動では、シリア側のカウンターパートが研修によってプロジェクトのモニタリング&評価手法を学び、成果⑥に関わる活動であるパイロット事業実施をモニタリングし、評価を行う中で、その知識を活用し、都市計画事業の管理能力を高めていけるように組立てられている。

更に、成果⑤に関わる活動として計画されているパイロット事業結果、提言、教訓のとりまとめ、ガイドラインの作成は、その作業自体がカウンターパート自身の都市計画・行政能力の知識の定着と能力向上に役立つだけでなく、上位目標の達成（参加型都市計画の他自治体への技術普及）にも有効である。

また成果⑥では、参加型開発の主旨に則りプロジェクトに関わる情報を積極的に公開、発信していくこととしている。

これらの活動、成果、プロジェクト目標の間の「手段と目的」の関係は、論理的であり実現性も高いと思われる。

本プロジェクトは、住民参加型で実施することを基本としているが、関係者との合意形成に至る過程については、不確定要素も含まれており、いままで類似の業務経験を持たないシリア国カウンターパートにとっては挑戦的な内容であるとも言える。

しかし、本案件のカウンターパート機関であり、先に行なわれた、「ダマスカス首

都圏総合都市計画策定調査」でも、カウンターパート機関として参加し、調査業務の遂行に十分な貢献を見せた地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の三者は、本案件への参加による行政官の更なる能力向上に高い期待を寄せていることと、上で述べたように、プロジェクトの活動内容とプロジェクト目標達成に至る組み立てが適切になされていることを勘案し、プロジェクト目標の達成の可能性は十分にあるものと判断する。

なお、本プロジェクトの実施を通じて育成されたカウンターパートが大幅に異動する事態が生じた場合、組織としての能力向上を担保することが困難になると考えられるため、「シリア側カウンターパートの大幅な異動が無い」ことをプロジェクト目標達成に必要な外部条件として設定した。

(3) 効率性

プロジェクトの効率性は高いものと思われる。

効率性は、投入がどの程度成果に結びついたか、即ち、成果の達成状況(見込み)と投入の適否(質・量・タイミング)の比較で判断する。

本プロジェクトの場合、パイロット事業の実践と研修・セミナーを組み合わせることで都市計画行政官の都市計画・行政の力の向上を図るものである。学びと実践の両者からなる活動のありかたは能力向上に理想的なものであり、投入から活動の実施を経て成果が実現する可能性は高いと見込まれる。

一方、投入量については、本プロジェクトは、シリア側カウンターパートの主体で実施されることを旨とし、その活動を、日本人専門家がいわゆる「シャトル型」で支援する形態である。このため、投入量は過不足なく、必要十分なものとなる。パイロットプロジェクトの実施費用についても、基本的にシリア側の負担で実施することを基本方針としている。また、高額な機材供与が予定されていない。

また、シリア側のリソースとして、シリア国内の研究機関(ダマスカス大学など)との連携(関係者会議として参加)を予定しており、情報の入手や意見を広く求めることでプロジェクトの成果の質の向上につながることも期待される。これらを勘案し、効率性は高いものと判断する。

(4) インパクト

上位目標が達成される可能性は高い。制度、組織面で正のインパクトが見込まれる。

1) 上位目標の達成見込み

上位目標「ダマスカス首都圏で参加型手法を用いた都市計画が策定・実施されている。」は、本プロジェクトで能力を向上させた地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県の都市計画担当の行政官が中心となり、両県における他の都市計画関連事業に適用するとともに、その知見をダマスカス首都圏の他の自治体に移転・普及していくことで十分に達成が見込まれる内容である。なお、他の自治体への技術移転については、本プロジェクトの活動には含まれず、シリア側が本プロジェクトを踏まえて実施するものであることから、「地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県からダマスカス首都圏の自治体への技術移転が行われる」を上位目標の外部条件として設定した。

また、計画策定及び実施に必要な予算が各自治体で確保できなければ、実際に事業

を運営することは困難となり、実現可能性が減少することから、「都市計画実施のための予算が確保されている」を上位目標の外部条件として設定した。シリア国は、第10次開発5ヶ年計画で国土としてバランスの取れた持続可能な開発を目指し、自治体の都市開発行政能力向上を重要視していることから、予算確保に対しては、政策的な支援を受ける可能性は高い。

また、都市計画に関する能力が充分備わったスタッフが自治体にいない場合、技術的支援等を各県から受けることができ、ダマスカス県やダマスカス郊外県はかかる申請に基づき、自治体に対して技術的支援を行う。かかる仕組みが存在するため、技術的支援の要請があった場合は、参加型手法ガイドラインに基づく都市計画の策定や事業の実施を、各自治体と行うことにより、普及に寄与することが考えられる。

2) パイロット事業実施による都市住環境改善のインパクト

現段階において想定しているパイロット事業は、①歴史保存地区に指定されている地区において、その歴史的建造物を保護しながら、住民を含む関係者と合意形成を図り、都市開発事業を実施していくこと、②都市のスプロール化が進んでいる地区において、緑地を保全し、農地を維持しながら都市開発事業を行っていく2つを想定している。

① シリア国において、保存すべき遺跡・文化財は、ユネスコ世界文化遺産に登録されている旧市街のみならず、カシオン山麓から旧市街南方の旧街道沿いにも多く広がっており、観光開発のポテンシャルを高く有している。

しかし、シリア国は、文化的・観光的に価値がある遺跡の管理が不適切であること、そのために都市景観が悪化している等の課題を抱えている。本プロジェクトは、同地区の一部において、歴史遺産地区を保全しつつ観光開発を行い、かつそこに居住する住民の住環境の改善も含めたパイロット事業を実施するため、シリア国全体において、どのように歴史遺産地区を保全していくべきか、C/P機関とともに、シリア国行政、住民側に対し実際に示していくことができる。また、同地区は、他の歴史遺産地区にも適用できる汎用性が高いため、全体として正の高いインパクトが見込まれる。

② シリア国では、首都であるダマスカス県が既に飽和的な人口過密状態にある中で、その周辺地域から構成されるダマスカス郊外県においても都市化が急速に進んでおり、都市化のスプロール化が深刻化している。同地区は、同じようにスプロール化が進んでいる郊外の一つの地区である。本プロジェクトでは、都市化を制御するあたらしい仕組みを導入し、ダマスカス市の緑地を保全し、農地を維持するための事業をパイロット的に実施するものであり、他のスプロール化が進む郊外の地区への適用可能性が高いことから、全体として高い正のインパクトが見込まれる。

3) 他のインパクト

参加型手法による都市計画の策定と実施は、シリアでは殆ど前例がない。パイロット事業の実施により、技術的な経験の蓄積だけでなく、制度上の課題の明確化、改定への提言がなされるであろう。本プロジェクトでの活動を通じ、従来必ずしも十分に

なかった効率的な都市開発行政のための自治体の都市開発行政組織のあり方に対する問題意識の向上など、多くのインパクトが見込まれる。特に、これまでダマスカス県とダマスカス郊外県が連携して都市開発事業を実施してきた経験はこれまであまり蓄積されてこなかった。そのため、本プロジェクトは、歴史保全地区やゴータ・ロード地区のパイロット事業の経験や教訓を互いに共有し、ガイドラインを共に策定していくことを活動に組み込んでいるため、シリア国行政側に対しても正のインパクトが見込まれる。

(5) 自立発展性

以下の理由から、本案件の自立発展性の見込みは十分に有ると判断する。

- 1) 政策的な支援：「妥当性」の項で述べたように、本プロジェクトは、シリア国の第10次開発5ヶ年計画と非常に高い整合性を有しており、プロジェクトの協力期間の終了後も、国の政策的な支援を継続して受けることが期待される。
- 2) オーナーシップ：開発調査で提言された内容の実現へ向けたダマスカス評議会の設置準備や、地方自治省の本案件に対する対応状況から、シリア側の本プロジェクトに対するオーナーシップは高いと思われる。
- 3) 技術の定着と普及：技術移転の対象とする地方自治省、ダマスカス県、ダマスカス郊外県のカウンターパートは、研修とパイロット事業への参加によって都市計画・行政能力を向上させることが見込まれる。また、本案件実施を通じてとりまとめられる予定の「参加型都市計画ガイドライン」は、パイロット事業実施の経験に裏付けられた実践的内容を盛り込むことを目指しているため、他の自治体の都市計画担当者にも有効な指針の普及教材として用いられると期待される。ダマスカス首都圏の各自治体で、都市開発の予算の確保がなされれば、能力を向上させた行政官を中心に、協力期間終了後もプロジェクト活動が発展的、継続的に行われる見込みは十分に有る。都市開発の阻害要因の一つとされる関連法規や制度上の課題についてもプロジェクトで検証し、必要に応じて改定への提言を行うことが活動に含まれている。時間は要するであろうが、このような活動も、プロジェクトの自立発展性を高めることに寄与すると考えられる。ダマスカス首都圏の他の自治体の都市計画担当者に向けた普及のしくみを検証・検討し、実際に普及活動を試験的に実施してみることも、技術面の自立発展性を高めるためには有効と思われる。
- 4) 資金面における自立発展性：本プロジェクトにおけるパイロット事業実施要については、基本的にシリア側が負担することで合意がなされており、第二次詳細計画調査時には予算確保のためのスケジュール検討などが話題に上るなど、資金面の手配についてもシリア側関係機関の主体的な姿勢が見られることから、プロジェクトの実施を通じて、類似のアプローチによる事業実施の必要性を強く認識できれば、シリア側が主体となって予算を獲得し、自立的に発展していける見込みが十分に有ると判断された。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本プロジェクトは、参加型手法を用いて都市計画を策定・実施することを基本的な姿勢としている。パイロット事業については、対象地域の公益施設改善工事に伴う汚染や混乱、一部の住民移転などが想定されることもあり、住民、関係者との合意形成の過程で、貧困・ジェンダー・環境に十分に配慮し、住民の問題を十分に把握した上でパイロット事業の計画策定と実施を行うことが求められる。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- (1) EUがシリアの主要都市（ダマスカス、ホムス、タルトゥース、ラタキア、アレppo、デリゾール）で17のアクションプランを展開しているMAM（Municipality Administration Modernization）プログラムやGTZが実施している都市開発プログラム（旧ダマスカス県街の復旧等、4つのプロジェクトを実施中）との連携と情報の共有、調整を図ることが必要である。
- (2) シリアにおいては、アガハーン財団が住民参加型の活動経験を比較的豊富に有しており、効果的に住民の参加を得るための教訓を蓄積している。本プロジェクトの実施に際して参考になる事例があることから、シリア国の現況に則した形で効果的な参加型都市計画・事業実施が行えるよう、情報の共有を図ることが必要である。

8. 今後の評価計画

- (1) 中間レビュー調査：2010年11月（予定）
- (2) 終了時評価調査：2011年11月（予定）
- (3) 事後評価：2015年（予定）